

東北運輸局報

東北運輸局マスコット
“とうほくろっ犬”

第1452号

令和7年2月3日

<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/>

目次

公示	一般乗合旅客自動車運送事業における路線の廃止	1	行政処分	旅客自動車運送事業者に対する行政処分等	7
	一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請	3		貨物自動車運送事業者に対する行政処分等	7
	一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請	4	運輸局情報	自動車保有車両数	9
	一般乗用旅客自動車運送事業における運賃及び料金に関する認可申請	5			

公 示

令和7年1月28日

東北運輸局自動車交通部

乗合バスの路線廃止に係る意見聴取の結果について

道路運送法第15条の2に基づき、岩手県交通株式会社から令和6年9月30日付け6岩交乗運第99号-2で届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更（路線の廃止）届出に係る関係地方自治体に対する意見の聴取を行った結果は次のとおりです。

- 届出の件名及び番号
一般乗合旅客自動車運送事業における路線の廃止
公示番号：公示第87号
事案番号：6旅一第1003号
- 意見の聴取の日時及び場所
令和7年1月22日（水） 13時30分～
東北運輸局 6F 自動車交通部 聴聞室
- 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者氏名又は名称及び住所
 - 岩手県 ふるさと振興部交通政策室 特命参事兼地域交通課長
岩手県盛岡市内丸10-1
 - 奥州市 政策企画部政策企画課公共交通対策室長
岩手県奥州市水沢大手町1丁目1番地
 - 一関市 まちづくり推進部まちづくり推進課長
岩手県一関市竹山町7番2号
 - 平泉町 まちづくり推進課長
岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山45番地2

4. 陳述の要旨

①岩手県知事…

本路線は一関市と平泉町、奥州市前沢地域を結ぶとともに、奥州市衣川地域から前沢地域への数少ない移動手段の一つとして、通学や通院等に利用されているほか、世界遺産平泉エリアを訪れる観光客が利用する路線であることから、路線の廃止が地域に与える影響は大きいと考える。

奥州市では、本路線の廃止申出を受け、地域住民の移動手段を確保するため、本年4月1日からの代替交通の運行に向けて調整を進めており、廃止予定日の繰り上げは行うべきではない。

事業者には、本路線廃止後の一関平泉線の統合に際し、必要な運行回数の確保や時刻調整等を行うとともに、代替交通等との乗り継ぎ等について、奥州市と緊密に連携するなどしていただきたい。

また、廃止にあたっては、利用者及び地域住民への十分な事前周知を行うなど、丁寧な対応をお願いしたい。

②奥州市長…

本路線については、一関市と当市前沢地域を結ぶ路線となっており、市民にとっては、当市衣川地域からの数少ない前沢市街地への移動手段であり、日常の通院・通学に必要な路線と認識している。

当市としては、バス事業者との協議の中で、路線廃止の事情については理解しているが、住民の福祉に大きく関わる問題であるため、申出以降、必要最低限の公共交通が維持されるような方策について検討し、コミュニティバスの衣里線の経路変更により一関前沢線の廃止について対応することで進めている。

路線の廃止については、積極的に同意はできないものの、やむを得ないものと考ええる。

岩手県交通株式会社にあたっては、統合後の一関平泉線との乗り継ぎ等について引き続き連携いただくとともに、利用者、地域住民への事前周知の徹底を図られたい。

③一関市長…

本路線は、奥州市前沢地域と当市を結ぶ幹線路線であり、廃止されようとする区間は、奥州市衣川地域から前沢市街地への移動手段であり、通院・通学に必要な路線であると認識している。

市では、これまでのバス事業者との協議の中で、バス利用の実態、バス事業者を取り巻く厳しい経営状況（財政状況、運転手不足等）や、経営改善の取組については説明を受け理解しているものの、路線の廃止により、沿線住民の利便性が低下し、利用者には少なからず影響を与えるものと考ええる。

なお、奥州市では、廃止区間について、運行に空白期間がないよう、コミュニティバスの経路変更により代替案を検討していると伺っており、廃止予定日の繰り上げはできないものと考ええる。

については、バス事業者にあたっては、関係市町と十分に連携を図っていただくとともに、利用者、地域住民への事前周知の徹底を図られたい。

④平泉町長…

本路線は奥州市、一関市及び当町の2市1町を運行しており、通院及び通学に町民が利用するほか、2市1町の世界遺産平泉エリアを訪れる観光客が利用することから、地域に必要な路線と認識している。

当町としては、これまでのバス事業者との協議の中で、路線廃止の背景は理解しているが、住民の福祉に大きく関わる問題であることから、申出以降、来年度以降にコミュニティバスをはじめとした路線の再編、運行ダイヤの見直しにより総合的な利便性向上により対応することで進めている。

路線の廃止については、同意はできないものの、やむを得ないものと考ええる。

岩手県交通株式会社にあたっては、統合後の一関平泉線との乗り継ぎ等について引き続き連携いただくとともに、利用者、地域住民への事前周知の徹底を図られたい。

公示第100号

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年2月3日

東北運輸局長 川崎 博

1. 申請事案の概要

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

事案番号	申請者	申請年月日	事案の概要
6旅一第7号	羽後交通株式会社 (法人番号： 6410001008788)	令和7年1月15日	対キロ区間制 基準賃率 49円00銭 (39円30銭) 初乗運賃 200円 (160円)

※ () 内は現行

2. 意見の聴取の申請に関する事項

(1) 意見聴取申請書

意見の聴取を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した意見聴取申請書を提出すること。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②事案番号及び事案の件名
- ③意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

(2) 申請期限

意見聴取申請書は、公示の日から10日以内に提出すること。

なお、郵送による申請の場合は、消印が公示の日から10日以内であること。

(3) 申請書提出先

〒983-8537

宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地

東北運輸局自動車交通部旅客第一課

公示第101号

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年2月3日

東北運輸局長 川崎 博

1. 申請事案の概要

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

事案番号	申請者	申請年月日	事案の概要
6旅一第8号	新常磐交通株式会社 (法人番号： 2380001013060)	令和7年1月20日	対キロ区間制 基準賃率 55円00銭 (43円90銭) 初乗運賃 200円 (170円)

※ () 内は現行

2. 意見の聴取の申請に関する事項

(1) 意見聴取申請書

意見の聴取を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した意見聴取申請書を提出すること。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案番号及び事案の件名
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

(2) 申請期限

意見聴取申請書は、公示の日から10日以内に提出すること。

なお、郵送による申請の場合は、消印が公示の日から10日以内であること。

(3) 申請書提出先

〒983-8537

宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地

東北運輸局自動車交通部旅客第一課

公 示

道路運送法第89条第1項及び同法施行規則第55条並びに特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第18の3第1項及び同法施行規則第11条の2の規定により次のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請・要請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

記

1. 申請・要請者の氏名又は名称（住所並びに法人代表者名省略）
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和7年2月3日

東北運輸局長 川崎 博

(公示番号第103号)

事案の種類：一般乗用旅客自動車運送事業における公定幅運賃の変更の要請（運賃改定：岩手地区（旧岩手県A地区））

事案番号	要 請 者	事案の概要（運賃及び料金の種類、要請内容、現行内容）	関係営業区域	備 考
6旅二 第1506 ～1522号		要請の詳細については別紙1、現行内容については別紙2のとおり	【岩手地区（旧岩手県A地区）】 盛岡交通圏：盛岡市、滝沢市、紫波郡矢巾町	

要請(別紙1)

事業者番号	事業者名	運賃及び料金																										
		距離制運賃						時間距離併用制運賃						待料金						時間制運賃(30分)								
		特定大型車		大型車		普通車		特定大型車		大型車		普通車		特定大型車		大型車		普通車		特定大型車	大型車	普通車						
		初乗	加算	初乗	加算	初乗	加算	初乗	加算	初乗	加算	初乗	加算	初乗	加算	初乗	加算	初乗	加算	初乗	加算	初乗						
距離(km)	運賃(円)	距離(m)	円	距離(km)	運賃(円)	距離(m)	円	距離(km)	運賃(円)	距離(m)	円	時間(分)	運賃(円)	時間(分)	運賃(円)	時間(分)	運賃(円)	時間(分)	運賃(円)	時間(分)	運賃(円)	時間(分)	運賃(円)					
1506	盛岡タクシー 株式会社	1.00	910	186	120	1.00	820	190	120	1.00	730	245	100	1:05	120	1:10	120	1:30	100	1:05	120	1:10	120	1:30	100	6,580	6,420	4,240
1507	株式会社 ヒノヤタクシー	1.00	920	184	120	1.00	860	187	120	1.00	740	241	100	1:05	120	1:10	120	1:30	100	1:05	120	1:10	120	1:30	100	6,650	6,520	4,310
1508	株式会社 平和タクシー	1.00	880	192	120	1.00	830	195	120	1.00	710	252	100	1:10	120	1:15	120	1:30	100	1:10	120	1:15	120	1:30	100	6,370	6,260	4,120
1509	富士タクシー 株式会社	1.00	920	184	120	1.00	860	187	120	1.00	740	241	100	1:05	120	1:10	120	1:30	100	1:05	120	1:10	120	1:30	100	6,650	6,520	4,310
1510	有限会社 つばめタクシー	1.00	900	189	120	1.00	840	193	120	1.00	720	248	100	1:10	120	1:10	120	1:30	100	1:10	120	1:10	120	1:30	100	6,480	6,320	4,190
1511	県都交通 有限会社	1.00	870	194	120	1.00	820	198	120	1.00	700	255	100	1:10	120	1:15	120	1:35	100	1:10	120	1:15	120	1:35	100	6,310	6,170	4,070
1512	有限会社 岩手ハイヤー	1.00	870	194	120	1.00	820	198	120	1.00	700	255	100	1:10	120	1:15	120	1:35	100	1:10	120	1:15	120	1:35	100	6,310	6,170	4,070
1513	有限会社 相互タクシー	1.00	880	192	120	1.00	830	195	120	1.00	710	252	100	1:10	120	1:15	120	1:35	100	1:10	120	1:15	120	1:30	100	6,370	6,260	4,120
1514	旭タクシー 有限会社	1.00	920	184	120	1.00	860	187	120	1.00	740	241	100	1:05	120	1:10	120	1:30	100	1:05	120	1:10	120	1:30	100	6,650	6,520	4,310
1515	城東交通 有限会社	1.00	870	194	120	1.00	820	198	120	1.00	700	255	100	1:10	120	1:15	120	1:35	100	1:10	120	1:15	120	1:35	100	6,310	6,170	4,070
1516	株式会社 太田タクシー	1.00	900	189	120	1.00	840	193	120	1.00	720	248	100	1:10	120	1:10	120	1:30	100	1:10	120	1:10	120	1:30	100	6,480	6,320	4,190
1517	有限会社 みたけタクシー	1.00	870	194	120	1.00	820	198	120	1.00	700	255	100	1:10	120	1:15	120	1:35	100	1:10	120	1:15	120	1:35	100	6,310	6,170	4,070
1518	株式会社 矢巾タクシー	1.00	900	189	120	1.00	840	193	120	1.00	720	248	100	1:10	120	1:10	120	1:30	100	1:10	120	1:10	120	1:30	100	6,480	6,320	4,190
1519	株式会社 ふるさと交通	1.00	880	192	120	1.00	830	195	120	1.00	710	252	100	1:10	120	1:15	120	1:30	100	1:10	120	1:15	120	1:30	100	6,370	6,260	4,120
1520	株式会社 あいのりタクシー	1.00	920	184	120	1.00	860	187	120	1.00	740	241	100	1:05	120	1:10	120	1:30	100	1:05	120	1:10	120	1:30	100	6,650	6,520	4,310
1521	世田米タクシー 合名会社	1.00	850	200	120	1.00	800	185	110	1.00	700	255	100	1:10	120	1:10	110	1:35	100	1:10	120	1:10	110	1:35	100	6,100	6,050	4,100
1522	小川タクシー 株式会社	1.00	910	186	120	1.00	820	190	120	1.00	730	245	100	1:05	120	1:10	120	1:30	100	1:05	120	1:10	120	1:30	100	6,580	6,420	4,240

現行(別紙2)

事業者番号	事業者名	運賃及び料金																										
		距離制運賃						時間距離併用制運賃						待料金						時間制運賃(30分)								
		特定大型車		大型車		普通車		特定大型車		大型車		普通車		特定大型車		大型車		普通車		特定大型車	大型車	普通車						
		初乗	加算	初乗	加算	初乗	加算	初乗	加算	初乗	加算	初乗	加算	初乗	加算	初乗	加算	初乗	加算	初乗	加算	初乗						
距離(km)	運賃(円)	距離(m)	円	距離(km)	運賃(円)	距離(m)	円	距離(km)	運賃(円)	距離(m)	円	時間(分)	運賃(円)	時間(分)	運賃(円)	時間(分)	運賃(円)	時間(分)	運賃(円)	時間(分)	運賃(円)	時間(分)	運賃(円)					
1506	盛岡タクシー 株式会社	1.00	750	208	110	1.00	700	212	110	1.00	600	298	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	5,160	5,080	3,100
1507	株式会社 ヒノヤタクシー	1.00	750	208	110	1.00	700	212	110	1.00	600	298	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	5,160	5,080	3,100
1508	株式会社 平和タクシー	1.00	750	208	110	1.00	700	212	110	1.00	600	298	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	5,160	5,080	3,100
1509	富士タクシー 株式会社	1.00	750	208	110	1.00	700	212	110	1.00	600	298	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	5,160	5,080	3,100
1510	有限会社 つばめタクシー	1.00	750	208	110	1.00	700	212	110	1.00	600	298	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	5,160	5,080	3,100
1511	県都交通 有限会社	1.00	750	208	110	1.00	700	212	110	1.00	600	298	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	5,160	5,080	3,100
1512	有限会社 岩手ハイヤー	1.00	750	208	110	1.00	700	212	110	1.00	600	298	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	5,160	5,080	3,100
1513	有限会社 相互タクシー	1.00	750	208	110	1.00	700	212	110	1.00	600	298	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	5,160	5,080	3,100
1514	旭タクシー 有限会社	1.00	750	208	110	1.00	700	212	110	1.00	600	298	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	5,160	5,080	3,100
1515	城東交通 有限会社	1.00	750	208	110	1.00	700	212	110	1.00	600	298	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	5,160	5,080	3,100
1516	株式会社 太田タクシー	1.00	750	208	110	1.00	700	212	110	1.00	600	298	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	5,160	5,080	3,100
1517	有限会社 みたけタクシー	1.00	750	208	110	1.00	700	212	110	1.00	600	298	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	5,160	5,080	3,100
1518	株式会社 矢巾タクシー	1.00	750	208	110	1.00	700	212	110	1.00	600	298	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	5,160	5,080	3,100
1519	株式会社 ふるさと交通	1.00	750	208	110	1.00	700	212	110	1.00	600	298	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	5,160	5,080	3,100
1520	株式会社 あいのりタクシー	1.00	750	208	110	1.00	700	212	110	1.00	600	298	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	5,160	5,080	3,100
1521	世田米タクシー 合名会社	1.00	750	208	110	1.00	700	212	110	1.00	600	298	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	5,160	5,080	3,100
1522	小川タクシー 株式会社	1.00	750	208	110	1.00	700	212	110	1.00	600	298	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	1:15	110	1:20	110	1:50	100	5,160	5,080	3,100

行政処分

◆旅客自動車運送事業者に対する行政処分等

自動車交通部自動車監査官

県別	業種	事業者		処分理由	処 分 内 容				
		氏名又は名称 代表者名	主たる事務所 対象営業所		処分 年月日	処分の 種類	停止 車両数	停止 日車数	違反 点数
福島	貸切	西那須観光バス 株式会社 (法人番号5060001012133) 代表者渡邊 正夫	栃木県 那須塩原市 白河営業所	(1)運転者に対する指導監督義務違反	R6.12.12	文書警告			/
宮城	乗合	東日本急行 株式会社 (法人番号2370001001090) 代表者馬場 晴行	宮城県 仙台市泉区 仙台営業所	(1)運転者に対する指導監督義務違反	R6.12.19	文書警告			/

◆貨物自動車運送事業者に対する行政処分等

自動車交通部自動車監査官

県別	業種	事業者		処分理由	処 分 内 容				
		氏名又は名称 代表者名	主たる事務所 対象営業所		処分 年月日	処分の 種類	停止 車両数	停止 日車数	違反 点数
青森	一般	二葉運送 株式会社 (法人番号2400001003810) 代表者藤原 修一	岩手県 紫波郡矢巾町 青森営業所	(1)整備不良車両等 (2)運転者の指導監督義務違反	R6.12.6	輸送施設の使用停止及び文書警告	2	20	2
福島	一般	有限会社 若松陸送 (法人番号5380002033617) 代表者小湯 侑輝	福島県 耶麻郡磐梯町 本社営業所	(1)点呼の実施義務違反 (2)点呼の記録義務違反【一部記録なし】 (3)点呼の記録義務違反【記載事項等の不備】 (4)運行指示書の作成義務違反 (5)運転者の指導監督義務違反	R6.12.12	文書警告			/
福島	一般	有限会社 セントラルエクスプレス (法人番号4380002010344) 代表者添田 義勝	福島県郡山市 本社営業所	(1)乗務時間等基準告示の遵守違反 (2)点呼の記録義務違反 (3)運転者の指導監督義務違反	R6.12.16	輸送施設の使用停止及び文書警告	3	60	6

福島	一般	福島石材運輸 有限会社 (法人番号8380002006727) 代表者佐藤 祥一	福島県伊達市 本社営業所	(1)乗務時間等基準告示の遵守違反 (2)点呼の実施義務違反 (3)点呼の記録義務違反【一部記録なし】 (4)点呼の記録義務違反【記載事項等の不備】 (5)業務の記録義務違反 (6)運行記録計による記録義務違反 (7)運転者の指導監督義務違反 (8)高齢運転者に対する特別な指導監督義務違反 (9)高齢運転者に対する運転適性診断受診義務違反	R6.12.20	輸送施設の使用停止及び文書警告	3	60	6
秋田	一般	能代運輸 株式会社 (法人番号6410001007187) 代表者與語 奨太	秋田県能代市 本社営業所	(1)乗務時間等基準告示の遵守違反 (2)整備不良車両等 (3)運転者の指導監督義務違反	R6.12.24	輸送施設の使用停止及び文書警告	2	30	3
秋田	一般	六郷小型貨物自動車運送 株式会社 (法人番号3410001008106) 代表者近藤 哲泰	秋田県 仙北郡美郷町 本社営業所	(1)乗務時間等基準告示の遵守違反 (2)整備不良車両等 (3)運転者の指導監督義務違反	R6.12.24	輸送施設の使用停止及び文書警告	2	20	2
青森	一般	北部運送 株式会社 (法人番号2420001006555) 代表者越後 泰和	青森県八戸市 本社営業所	(1)乗務時間等基準告示の遵守違反 (2)運転者の指導監督義務違反	R6.12.24	輸送施設の使用停止及び文書警告	1	10	1
福島	一般	東北カーン運輸 株式会社 (法人番号2380001006007) 代表者杉原 真次	福島県郡山市 本社営業所	(1)乗務時間等基準告示の遵守違反 (2)点呼の実施義務違反 (3)点呼の記録義務違反 (4)業務の記録義務違反 (5)運行記録計による記録義務違反 (6)運転者の指導監督義務違反	R6.12.25	輸送施設の使用停止及び文書警告	3	40	4

運輸局情報

◆自動車保有車両数(令和6年10月末)

自動車技術安全部管理課

用途	車種	業態	青森			岩手	宮城	秋田	山形			福島			管内計	
			青森	八戸	計				山形	庄内	計	福島	いわき	計		
貨物	普通車	自家用	14,447	10,574	25,021	25,070	35,770	14,325	12,825	4,266	17,091	26,537	9,621	36,158	153,435	
		事業用	4,770	3,722	8,492	9,738	19,657	6,054	4,925	1,813	6,738	13,380	4,190	17,570	68,249	
		計	19,217	14,296	33,513	34,808	55,427	20,379	17,750	6,079	23,829	39,917	13,811	53,728	221,684	
	小型車	四輪	自家用	26,471	18,358	44,829	43,013	74,002	28,508	26,356	8,893	35,249	52,404	17,481	69,885	295,486
			事業用	397	252	649	512	1,103	323	302	118	420	664	172	836	3,843
			計	26,868	18,610	45,478	43,525	75,105	28,831	26,658	9,011	35,669	53,068	17,653	70,721	299,329
		三輪	自家用	4	2	6	7	14	4	7	0	7	11	3	14	52
			事業用	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
			計	4	2	6	7	15	4	7	0	7	11	3	14	53
	被けん引車	自家用	109	97	206	333	364	115	113	30	143	261	108	369	1,530	
		事業用	316	654	970	787	3,152	489	188	277	465	1,100	932	2,032	7,895	
		計	425	751	1,176	1,120	3,516	604	301	307	608	1,361	1,040	2,401	9,425	
軽自動車		四輪	83,314	51,140	134,454	141,739	156,553	119,048	91,791	32,345	124,136	151,554	45,445	196,999	872,929	
		三輪	3	0	3	10	12	6	8	2	10	6	2	8	49	
貨物計			129,831	84,799	214,630	221,209	290,628	168,872	136,515	47,744	184,259	245,917	77,954	323,871	1,403,469	
乗合	普通車	自家用	187	132	319	348	317	203	144	126	270	200	119	319	1,776	
		事業用	684	589	1,273	957	1,865	627	336	110	446	1,038	416	1,454	6,622	
		計	871	721	1,592	1,305	2,182	830	480	236	716	1,238	535	1,773	8,398	
	小型車	自家用	909	578	1,487	1,397	1,542	976	1,028	255	1,283	1,451	564	2,015	8,700	
		事業用	236	95	331	325	728	160	128	58	186	424	155	579	2,309	
		計	1,145	673	1,818	1,722	2,270	1,136	1,156	313	1,469	1,875	719	2,594	11,009	
	乗合計			2,016	1,394	3,410	3,027	4,452	1,966	1,636	549	2,185	3,113	1,254	4,367	19,407
	乗用	普通車	自家用	112,729	81,959	194,688	209,685	422,665	158,302	149,697	44,292	193,989	295,654	97,580	393,234	1,572,563
			事業用	415	227	642	735	899	387	256	75	331	456	110	566	3,560
			計	113,144	82,186	195,330	210,420	423,564	158,689	149,953	44,367	194,320	296,110	97,690	393,800	1,576,123
小型車		自家用	115,576	86,465	202,041	208,233	396,658	170,655	155,014	49,524	204,538	268,734	84,852	353,586	1,535,711	
		事業用	962	525	1,487	1,140	3,014	678	698	182	880	1,359	375	1,734	8,933	
		計	116,538	86,990	203,528	209,373	399,672	171,333	155,712	49,706	205,418	270,093	85,227	355,320	1,544,644	
軽四輪車			205,744	119,585	325,329	320,284	484,540	251,014	212,812	75,766	288,578	358,578	111,374	469,952	2,139,697	
乗用計			435,426	288,761	724,187	740,077	1,307,776	581,036	518,477	169,839	688,316	924,781	294,291	1,219,072	5,260,464	
特殊		普通車	自家用	8,043	5,190	13,233	12,880	18,457	8,821	6,561	2,348	8,909	13,950	4,823	18,773	81,073
			事業用	3,141	2,027	5,168	3,717	7,079	1,820	1,475	734	2,209	3,404	1,159	4,563	24,556
	計		11,184	7,217	18,401	16,597	25,536	10,641	8,036	3,082	11,118	17,354	5,982	23,336	105,629	
	小型車	自家用	848	511	1,359	1,963	2,683	1,425	1,226	471	1,697	2,557	905	3,462	12,589	
		事業用	80	38	118	109	212	91	76	24	100	100	24	124	754	
		計	928	549	1,477	2,072	2,895	1,516	1,302	495	1,797	2,657	929	3,586	13,343	
	軽自動車			1,486	851	2,337	1,947	3,571	1,947	1,577	704	2,281	2,754	649	3,403	15,486
特殊計			13,598	8,617	22,215	20,616	32,002	14,104	10,915	4,281	15,196	22,765	7,560	30,325	134,458	
大型特殊			7,099	3,197	10,296	6,049	3,872	9,844	6,845	1,996	8,841	4,946	1,119	6,065	44,967	
二輪車	小型二輪車		8,739	5,942	14,681	17,699	39,625	11,836	11,722	4,020	15,742	27,437	8,091	35,528	135,111	
	軽二輪車		8,802	5,751	14,553	18,329	35,390	12,096	10,410	3,784	14,194	26,907	6,856	33,763	128,325	
	二輪車計		17,541	11,693	29,234	36,028	75,015	23,932	22,132	7,804	29,936	54,344	14,947	69,291	263,436	
総合計			605,511	398,461	1,003,972	1,027,006	1,713,745	799,754	696,520	232,213	928,733	1,255,866	397,125	1,652,991	7,126,201	

前月	両数	-153	41	-112	-234	-110	-580	-473	-63	-536	-37	-106	-143	-1,715
対比較増減	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	-0.1	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
前年同月	両数	-3,818	-1,381	-5,199	-4,750	-5,164	-4,358	-2,980	-1,283	-4,263	-5,193	-1,499	-6,692	-30,426
対比較増減	%	-0.6	-0.3	-0.5	-0.5	-0.3	-0.5	-0.4	-0.5	-0.5	-0.4	-0.4	-0.4	-0.4

登録自動車数	297,423	215,192	512,615	526,998	994,054	403,807	368,200	115,592	483,792	688,630	224,708	913,338	3,834,604
検査自動車数	306,162	221,134	527,296	544,697	1,033,679	415,643	379,922	119,612	499,534	716,067	232,799	948,866	3,969,715
軽自動車数	299,349	177,327	476,676	482,309	680,066	384,111	316,598	112,601	429,199	539,799	164,326	704,125	3,156,486